

別紙標準様式（第6条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度（2025年度）第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和7年(2025年)9月4日(木) 10時00分から 10時54分まで
開催場所	市役所別館4階 特別会議室
出席者	木虎会長 廣井副会長 江崎委員 川崎委員 岸本委員 福澤委員 御明委員
欠席者	—
案件名	<p>1 報告案件について</p> <p>報告第1号 利用目的以外の目的による保有個人情報の利用及び提供について</p> <p>報告第2号 利用目的以外の目的による保有個人情報の外部提供について</p> <p>報告第3号 個人情報ファイルの保有状況について</p> <p>2 その他案件について</p> <p>1 本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況について</p> <p>2 街頭における防犯カメラの設置及び運用状況について</p>
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> • 報告第1号～3号 報告書 • 本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況について • 街頭における防犯カメラの設置及び運用状況について
決定事項	諮問案件がなかったため、決定事項はなし。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	2人
所管部署 (事務局)	総務部 コンプライアンス推進課

審議内容

- 事務局：定刻となりましたので、令和7年度第1回枚方市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、委員の委嘱後、初めての審議会ということになりますので、会長が決まるまでの間、事務局の私、益田のほうで進行を務めさせていただきます。本日は、委員7名全員の御出席をいただいております。委員数2分の1以上に達していますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定に基づきまして、本日の会議は成立していることを御報告いたします。それでは、本審議会の開催に当たりまして、尾松コンプライアンス推進課長から御挨拶を申し上げます。
- 事務局：改めまして、皆様、おはようございます。コンプライアンス推進課長を務めさせていただいております尾松と申します。新たな委員構成によります第1回の枚方市情報公開・個人情報保護審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、本審議会委員への就任につきましてお願いしましたところ、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。本市では、これまで市政情報の適切な公開による透明性の高い市政の推進と、市民の個人情報の適正な取扱いを図るため、審議会の皆様の多大なる御協力を得ながら進めてまいったところでございます。本市としましては、個人情報の保護に関する取組のより一層の促進を図るとともに、信頼される市政を推進するため、市民の皆様への積極的な市政情報の提供を進める必要があるものと考えております。引き続きとなりますが、委員の皆様には、個人情報保護制度と情報公開制度の適正な運営につきまして、幅広い観点で御審議をいただき、御意見をいただきますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局：それでは次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

<委員紹介>

- 事務局：委員の皆様、ありがとうございました。なお、福澤委員におかれましては、令和6年10月から新たに委員をお願いさせていただいております。ほかの委員の皆様は、引き続き再任という形でお願いしております。委員名簿と本日の配席図をお手元にお配りしていますので、御確認をお願いいたします。それでは次に、会長の選任をお願いしたいと思います。会長につきましては、枚方市附属機関条例第4条第2項の規定に基づき、委員の互選によって定めることになっております。もし差し支えがないようでしたら、事務局から提案させていただきたく考えておりますが、いかがでしょ

うか。

<異議なしの声あり>

○事務局：ありがとうございます。事務局としましては、これまで副会長をお務めいただいています、弁護士の木虎委員にお願いしてはどうかと考えております。皆様、いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

○事務局：ありがとうございます。木虎委員、お受けいただくということでよろしいでしょうか。

○木虎委員：はい。お受けいたします。

○事務局：ありがとうございます。それでは、会長は木虎委員にお願いするということになりました。よろしくお願ひいたします。木虎会長には会長席に移動していただきまして、副会長の選出と、この後の議事の進行をお願いしたいと思います。

○会長：ただいま会長の御指名を受けました木虎でございます。謹んで会長を受けさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。では、枚方市情報公開・個人情報保護審議会の会長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと思います。この審議会は、先ほど課長からもお話をありましたように、情報の公開と個人情報保護の適正な運営を市役所がやっているかということを第三者の立場からも確認すると、諮問を受けて答申すると、そういう役割だというふうに認識しております。委員の皆様には、私のような学識経験者と市民団体の代表の方と双方がいらっしゃると思います。市役所の事務ですので、やはり市民の方に分かりやすい市政運営というのが大切だと思いますので、一般市民の方にも分かりやすい運営に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは次に、副会長を決めたいと思います。枚方市附属機関条例第4条第2項では、「委員の互選によることが原則」というふうにされていますけれども、そのただし書きで「会長が指名することもできる」というふうにされています。私といたしましては、これまで委員を2期お務めいただき、情報工学科が御専門でいらっしゃる廣井委員を指名したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

- 会長：ありがとうございます。廣井委員もよろしいですか。
- 廣井委員：はい。承ります。
- 会長：それでは、廣井委員、よろしくお願ひいたします。副会長席のほうへ御移動をお願ひいたします。それでは、今期初めての開催となりますので、まず会議の公開及び会議録の公表の取扱いと、併せて審議会傍聴取扱要領について、事務局から説明を求める。
- 事務局：御説明させていただきます。まず、前提といたしまして、枚方市の附属機関の会議におきましては、会議の公正な運営を図るという観点から、枚方市の附属機関条例第6条の規定に基づき、原則会議は公開となっております。会議録の取扱いにつきましては、枚方市では審議会等の会議録は、情報公開の推進や審議の透明性、公平性を担保するという観点から、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録することになっております。本審議会におきましても、従来どおり、原則会議は公開、会議録につきましては公表、委員名につきましても明記する形で会議録を作成することが適切かと考えております。なお、委員の皆様の名前、所属につきましては、枚方市ホームページ、枚方市情報公開・個人情報保護審議会のページにおいても公表させていただいております。次に、審議会傍聴取扱要領についてですが、お手元の傍聴取扱要領を御覧ください。傍聴取扱要領については、本審議会として御確認、御決定いただくことになります。内容はこれまでと変更はなく、記載のとおりとなっています。また、会議の配付資料につきましても、審議会の取決めに従わなければならないこととしております。こちらも従来どおり、原則として閲覧資料等は持ち帰ることができますこととし、閲覧資料が資料集などの冊子や大量の書類をとじたファイルなど、容易に配付できないものであった場合は、持ち帰りは不可として、別途資料提供するなどの手立てを講じることが適切と考えます。それでは、会議の公開、それから会議録の公表の取扱い並びに審議会傍聴取扱要領につきまして、御審議いただきますようお願いいたします。
- 会長：ありがとうございます。ただいま事務局から御説明のありました取扱い及び審議会傍聴取扱要領については、特に問題はないと考えますが、皆さんいかがでしょうか。問題ないでしょうか。

<異議なしの声あり>

- 会長：異議はないものと認めます。では、傍聴取扱要領について、傍聴者に配付をお願いします。それでは、案件について順次進めていきたいと思います。本日は、諮問案件はなく、報告案件のみとなります。それでは、報告第1号「利用目的以外の目的による保有個人情報の利用及び提供について」、報

告第2号「利用目的以外の目的による保有個人情報の外部提供について」、報告第3号「個人情報ファイルの保有状況について」の説明を一括して事務局からお願ひいたします。

○事務局：御説明させていただきます。まず、報告第1号の「利用目的以外の目的による保有個人情報の利用及び提供」について説明させていただきます。個人情報の保護に関する法律第69条の第1項では、「法令に基づく場合を除いて、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供してはならない」と規定されております。市役所ではたくさんの個人情報を保有していますが、個人情報を保有する際は、その利用目的を具体的に決めておく必要があります。そして、原則、その利用目的の範囲内で個人情報を業務の中で利用したり、提供したりしていくことになります。従いまして、法令に基づく場合を除いては、個人情報を保有する目的以外のためにその個人情報を使うことは原則できません。しかし、その例外といたしまして、法第69条第2項第1号から第4号に該当する場合は、法令に基づかない場合であっても、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができることとなっております。まず、第1号では、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」、第2号では「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」、次に第3号では、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」、そして最後に第4号では、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」と規定されております。この例外の2号又は3号の規定により行った保有個人情報の目的外の利用及び提供の状況については、その内容を本審議会へ報告しなければならないことになっております。報告を行うことで、皆様の個人情報が本来の目的以外に市役所の中でどのように利用されているのか、その利用の実態を明らかにし、枚方市の透明性の確保を図るという趣旨となっております。では、お手元の資料を御覧ください。まず、昨年度、令和6年度の目的外利用を行った内容ですが、件数は全部で107件ありました。なお、事前に案としてお示ししておりました資料では108件と記載させていただいておりますが、その後、1件、目的外ではなかった利用が判明しましたので、1件少なくなり107件となっておりま

す。目的外利用のその主なものとしましては、保険年金課が国民年金事務に係る資格取得審査のために、また支援教育課が就学指導のために、他部署保有の個人情報を利用するなどとしています。

次に、報告第2号の外部提供を行った内容についてですが、件数としては1件ございまして、枚方市危機管理対策推進課が枚方寝屋川消防組合に提供を行ったものがありました。提供の目的としては、火災現場等の住居者の確認のためとなっております。

次に、報告第3号、個人情報ファイルについて御説明いたします。個人情報ファイルというのは、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成されているような、業務システムに保管されている電子ファイル、それから紙で提出された申請書を申請者の名前五十音順に整理をして、インデックスをつけて検索性を高めてファイルしているようなものが該当します。個人情報ファイル簿の届出があったときには、その内容について本審議会へ報告することとなっています。個人情報の保護に関する法律では、行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく公表しなければならないこととされておりまして、市のホームページでは常に最新の個人情報ファイル簿を公表していることから、今回、市のホームページで公表している資料の御案内という形をもって、この場での報告とさせていただいております。常に最新の個人情報ファイル簿を公表する趣旨といたしましては、市の透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理につなげること、そして本人が自分に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようになります。委員の皆様におかれましては、第三者の立場として、あるいは市民の代表としての目線から、報告の内容について御確認いただきまして、御意見、御質問等をいただきたいと考えております。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号についての御説明は以上です。

○会長：ありがとうございます。ただいまの報告第1号、報告第2号及び報告第3号につきまして、御意見、御質問等がございましたらお出しいただきたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。今の事務局からの説明、枠組みも含めて御説明もお願いをして、枠組み全体が分かりやすかったかなと思います。今回この会議で配付されているのが、それに基づく具体的な運用の状況ということで一覧になってますが、何かありますか。なければ私のほうから1点だけ。報告第1号と第2号の点なんですか。この会議に表として配付されているんですけども、どういうタイミングでどういうふうに記録していくのか、その運用状況を教えていただけますでしょうか。

- 事務局：まず、他の部署から個人情報の提供を受けたいということがあったとき、その個人情報を持っている部署に対して、個人情報を目的外として提供してくださいということで、文書で担当部署から個人情報を持っている部署へ依頼をして、個人情報を持っている部署から承認という形で、こちらも書面で返した上で、個人情報を他の部署に提供するということになっております。個人情報の提供を受けた部署につきましては、個人情報の提供を受けたという記録票、所定の様式を定めているんですけれども、その記録票を、提供を受けた部署のほうで作成し、そして年に一度、この審議会に上げる少し前のタイミングで、コンプライアンス推進課のほうで各課において記録されている個人情報の目的外利用の記録票をこちらにまとめて報告してもらい、事務局で集計をして資料を作成しているという流れになっております。
- 会長：ありがとうございます。ほか、委員の皆様から何か御意見、御質問等はありますか。
- 福澤委員：よく分からぬところがあるので御教示いただきたいんですが、ホームページのほうでこんなものを扱っているという一覧があることは把握しているんですけども、その情報を、ここで言うところの第3号ですね、のファイルが正しく管理されているかどうかの確認というのは、この委員会の範囲外ということになるんでしょうか。
- 事務局：御意見をいただく場ではもちろんございまして、確認が必要な場合は、コンプライアンス推進課のほうで、担当課へヒアリング等を行わせていただいて、確認させていただこうと思っているのですが。
- 福澤委員：すみません、変なことを聞いていたら申し訳ないのですが、監査がございますよね、データ管理の中に。そういう監査の流れは、年に1回別途、あるいは2年に1回、外部監査を受けているという理解でいいんでしょうか。
- 事務局：個人情報の管理についての監査ということでしょうか。
- 福澤委員：はい。
- 事務局：外部の監査というのは、定期的に受けているというわけではないんですけども、枚方市の中で言いますと、毎年、個人情報の取扱いにつきましては、枚方市は別途内部統制という枠組みがございまして、その内部統制の中のチェック項目といたしまして、個人情報が記載されている文書の取扱いであるとか、それから個人情報の漏洩の防止、それから情報セキュリティについて、全ての部署で自己点検を行うとともに、また第三者の評価チーム員という方々を職員から選ぶんですけれども、そういう方々が現場に行って、各部署での個人情報適正の取扱いというところを見ているのですけれども、ただそのときに目的外の利用の中身についてまでは、そこま

で良い悪いの判断をつけるような場ではないというところでして、個人情報の目的外として利用しているという報告については、この場だけで報告をさせていただいている形でございます。

○福澤委員：分かりました。要はこの審議会は、そこを判断する会であるということですね。

○事務局：はい。内容も含めて見ていただくということで、お願ひしたいと思います。

○福澤委員：すみません、お時間をいただきました。

○会長：ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等はありますでしょうか。特によろしいですか。では、報告事項第1号ないし第3号につきましては、御報告ということですので、報告を受けたということで次の議題に移りたいと思います。

続きまして、その他の案件の「本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況について」、「街頭における防犯カメラの設置及び運用状況について」の説明を一括して事務局からお願ひいたします。

○事務局：御説明させていただきます。枚方市では、資料に記載しておりますとおり、枚方市の施設等に防犯カメラを設置しております。これは、枚方の施設等における不正な行為を抑止し、及び事故を防止し、並びに不正な行為又は事故が発生した場合における原因の検証、告訴、告発、訴訟の提起等を適切に行うことを目的として設置しているものになります。防犯カメラの設置に当たりましては、目的の達成のために、設置台数や撮影範囲を最小限にするなど、枚方市のカメラの設置及び運用に関する基準に則りまして、撮影される方の個人情報の保護についての配慮を行った上で設置しております。それではまず、本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況について、お手元の資料を御覧ください。昨年の報告以降、新規設置が82台ございまして、令和7年7月1日現在の総設置台数は749台となっております。なお、こちらもすみません、事前に案としてお示ししておりました資料では、廃止したカメラが1台と記載しておりましたが、確認したところ、カメラを廃止したわけではなく、1つのカメラを重複してカウントしていたことが判明いたしましたので、その1台分は総設置台数からは差し引いて、749台ということでお示ししております。カメラの主な設置場所につきましては、市役所本館・別館をはじめ、生涯学習市民センター、総合福祉会館などの市民利用施設、小学校、中学校、幼稚園、保育所、その他自動車駐車場などとなっており、今回は留守家庭児童会室の事件・事故の未然防止、児童の安全対策の強化を目的としたカメラ、それから、新しく開設されました枚方市駅市民窓口センターの防犯を目的としたカメラなどが新規設置のカメラとして上げられています。また、録画した映像を再生確認した事例は41件ございまして、警察の捜査以外のものといた

しましては、ごみの放置や設備の損壊により状況を確認した事例、それから鳩の餌やりなどの不正行為が発生したことによる状況の確認といった事例がありました。引き続きまして、もう一つの街頭における防犯カメラの設置状況について御説明させていただきます。枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領第14条第1項の規定では、防犯カメラの設置状況及び運用状況について、本審議会に報告することとなっています。枚方市では、犯罪の未然防止と、犯罪発生時の迅速な対応を図るために、駅前エリアを中心として街頭への防犯カメラの設置を行っています。お手元の資料を御覧ください。昨年の報告以降、新規設置が14台ございまして、令和7年7月1日現在の総設置台数は1,048台となっております。また、録画画像の確認件数は695件で、これらは全て警察からの捜査等による要請に基づくものです。なお、これまで防犯カメラの設置台数に加えて、防犯カメラの設置場所の一覧を資料として提示しておりましたが、カメラの総設置台数の報告により要領の規定の趣旨は満たせているとして、今回からは設置台数のみの報告とさせていただいております。カメラの設置及び運用状況を報告させていただく趣旨といたしましては、市政の透明性を図り、それから録画映像の適正な管理につなげること、そして、自分が映っている録画映像の利用の実態をより的確に認識することができるようになるためとなっております。以上、本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況の説明、それから街頭における防犯カメラの設置及び運用状況の説明とさせていただきます。

- 会長：ありがとうございます。では、ただいまの案件につきまして、事務局の説明に関連して御意見、御質問等がございましたらお願ひをいたします。委員の皆様、いかがでしょうか。川崎委員、お願ひします。
- 川崎委員：説明ありがとうございました。趣旨はよく分かりまして、確認状況695件という数が上がっておるんですけど、全体としては大きな問題はなく、初期の目的が達成されているということなんでしょうか。
- 事務局：いずれも警察からの捜査等の要請に対する利用ということで、防犯カメラ設置の意義である犯罪の未然防止、あるいは犯罪発生時の迅速な対応という目的は果たされているかと考えております。
- 川崎委員：ありがとうございます。
- 会長：ありがとうございます。私から、街頭の防犯カメラの警察からの要請に基づく提供ということですけれども、これは具体的なイメージとしたら、どこかで犯罪が発生して、被疑者がずっと逃亡している過程で、今どこにいるのかを警察として確認をするために、こういう防犯カメラの映像を活用している、そういう理解でよろしいでしょうか。
- 事務局：おっしゃるとおりです。捜査の迅速な対応という観点で依頼が来るケース

もございます。

○会長：分かりました。ありがとうございます。

○福澤委員：こちらは無線通信方式の防犯カメラということなんですが、この無線の部分というのはちゃんと活用されていると思ってよろしいでしょうか。

○事務局：はい。専用端末がございまして、近くに行くと受信するという形です。

○福澤委員：近づいたときに、そこで取り出すときに無線を使っていると。クラウドには上げていないと。

○事務局：そうです。

○福澤委員：理解いたしました。

○会長：ほかに委員の皆様ございませんか。御明委員。

○御明委員：今回説明を受けまして、市内の防犯カメラの設置台数がどんどん増えていくということは理解しているんですが、犯罪の抑止力ということで大変効果があるということは、皆さん御存じのとおりだと思うんですけども、実は防犯カメラの設置が始まった当初、一部の御意見として、肖像権の侵害とかプライバシーの侵害だという意見があったんですよ。防犯カメラを設置することに対しての批判的な意見が多くあったんですが、今はそういった意見は市ほうに届いていませんか。

○事務局：街頭の防犯カメラを設置するという事務のほうが、枚方市の危機管理政策課が事務を担っておるんですけども、危機管理対策課のほうに確認したところ、地域のコミュニティ、自治会からの要望というのは、設置してほしいという声がたくさん上がっているということで、設置をしないでくれというよりかは、むしろ設置してほしいという意見の方が多いという話は聞いております。

○御明委員：ということは、空気が変わってきたんですね。当初はかなり批判的な意見が多くかったんです。防犯カメラに対するアレルギーというんですか、肖像権の侵害とかプライバシーの侵害という御意見を持っておられる方も結構おられて、そういう方が結構足かせになっていたということがあったので、今はもうそういうことはないということですね。

○事務局：はい。むしろ設置してほしいという要望が多いと聞いております。

○御明委員：分かりました。

○会長：ほかに委員の皆様から。

○副会長：流れの確認なんですけれども、管理と運用の責任者が枚方市の危機管理政策課で、画像自体の管理責任者が枚方警察署の中に置かれている。なので、警察のどこかの部署から捜査等で使用したいという依頼があったら、画像管理責任者の警察内部の方が専用パソコンを持って、先ほどからありましたように、近くに行ってデータを取って、警察内部で渡すと。なので、専用パソコンの中から画像が出ることはなく、警察の内部で画像の引き渡し

というのは完全に行われるという認識でいいんでしょうか。

○事務局：はい。警察の中だけで、何か他の機関を経由してということはないです。

○副会長：枚方市としては、そういう流れが警察署であるということを把握して。

○事務局：報告をいただいていると聞いています。

○副会長：分かりました。ありがとうございます。

○会長：ほかに委員から御意見、御質問はありますでしょうか。私から、先ほど御明委員がおっしゃられた犯罪の抑止力ということと、あとプライバシーということ、両方大切なことで、そういうたった双方に目配りをするという観点から、当初に設置箇所とか運用方法に関しても基準を作つて運用されていくことだと思うんですけれども、これは恐らくなんんですけど、昔その基準を作るときに、この審議会に諮問されて基準を作られたと、そういう流れでよかったです。

○事務局：はい。おっしゃるとおりで、本市施設に設置しているカメラの基準につきましては、この審議会に諮らせていただいて、作成させていただいたものになります。

○会長：街頭のほうはそういう手続があつたわけではない、そういうことなんですか。

○事務局：街頭のほうは、作成しているのは担当部署の危機管理政策課なんですけれども、ただ中身に変更等があつた場合は、この会議に変更等は報告させてもらうという運用になっておりまして。以前、枚方市個人情報保護条例という条例で個人情報の管理を定めておつたんですけども、その中で個人情報を外部提供する要件としまして、現在の法律にはない規定として、審議会に諮りまして、審議会の許可があつたものについても外部提供ができる、目的外利用ができるという規定がございまして、カメラを設置するたびに、ここに設置したいので諮問しますということでは手續があまりに煩雑になってしまいますので、基準について審議会に諮問させていただいて、その基準の範囲の中で運用する分については諮問を得たという形を取るために、当時から2つの種類の、当時はもっと細分化されていて4つ規定があつたんですけども、その基準について諮問して、その基準の範囲の中であれば目的外利用してもいいという審議会の答申に基づいて運用しておりました。今現在は、個人情報保護に関する法律の規定により運用することになりましたし、外部提供、目的外利用できる根拠として、審議会の諮問を得たものは利用してもよいという規定がなくなりましたので、今の根拠の規定としては、先ほどから説明がありますような個人情報の外部提供の例外規定に該当するものとして取り扱っているんですけども、基準としては、引き続きこの基準を使って運用していくという状況でございます。

- 会長：ありがとうございます。ほかに何か委員の皆様から御意見、御質問等はありますでしょうか。
- 御明委員：参考に教えてください。データ消去はどれぐらいの期間でやっておられるのか、またそのデータ消去の方法、どういう形でデータ消去されているのか。逆に言うと、保存期間はどれぐらいになっているかというのを教えていただけますか。
- 事務局：本市施設に設置しているカメラのほうですか。
- 御明委員：はい。
- 事務局：お手元にお配りしているファイルの中に、本市の施設等におけるカメラの設置及び運用に関する基準を入れさせていただいているんですけれども、基準の中では、録画映像保存期間は1か月。
- 御明委員：1か月。
- 事務局：はい。1か月を超えると自動的に上書きして消去されていく、そういうことになっております。
- 御明委員：1か月で今まで問題なかった。
- 事務局：特に今は。各担当課からも、もっと長くといった協議等もありません。
- 御明委員：イメージ的にはすごく短い期間だと思いますけどね。先ほどおっしゃっていた不法投棄とか犯罪などとか書いていましたけども、1か月ですか。
- 事務局：ただしということなんですけれども、必要に応じて1か月を超える長さの録画映像を保存する必要があるという場合は、別途、例えばU S Bメモリーであるとか。
- 御明委員：分かりますけど、事案によってはそんなことを予想しなくて発生するですから、1か月になったらデータは消去されているということで、今までそれで問題なかったということですね。
- 事務局：はい。もっと長くしてほしいといった協議というのは、ここ数年聞いておりません。
- 御明委員：先生、一般的にもそんなものなんですか。
- 会長：分からないです。すみません。
- 御明委員：1か月ってかなり短いような気がするけど。
- 会長：今のお話は、施設中のカメラの保存期間ですよね。なので、恐らく割と早期に探知は発覚するということなんじゃないですかね。発覚するとすれば割と早期に発覚するので、1か月もあれば、これまで支障があるという声がなかった、そういう趣旨かなと思いながら聞いていたんですけども。
- 御明委員：警察に情報提供されているような、街頭にあるカメラはどれぐらいの保存期間なんですか。
- 事務局：街頭のほうは、こちらも資料としてお配りしている要領の中を見させていただくと、むしろもっと短くて、おおむね7日間という。

- 御明委員：7日間。
- 事務局：第6条です。
- 御明委員：極めて短いような気がしますけどね。街頭犯罪の取締まりなんかに使うのに、7日前のやつは全部消去されているということやったら、防犯カメラの設置の意味が、値打ちが見いだせないような気がするけど。
- 事務局：24時間撮っているという形になりますので、データ容量の問題もあって、古いのからどんどん消去する。例えば今の技術というか、そこら辺の費用対効果もあるんですが。
- 御明委員：私は枚方市内の大規模マンションに住んでいるのですが、そこに防犯カメラは60台ついているんです。大阪府の指定する防犯モデルマンションなんですが、データは3ヶ月ぐらい保存しているけどね。そこから上書きしているけども、警察の犯罪捜査って、1週間のリアルタイムでそんな犯罪捜査。
- 事務局：どこまでやるかの問題だと思うんですね。3ヶ月とか保存すると、それぞれの街頭カメラの中での保存というよりは、データをどこかに通信で飛ばして、それを保存するという形になるのかなというふうに思いますが、必要性とそれに対するコストのところで、現段階としては7日間ぐらいでも、その中で活用できるものを活用していただく、そういう運用になっているのかなというふうに思います。
- 御明委員：感覚で物を言って悪いですけれども、犯罪の抑止力ということをおっしゃったから、そういう意味で、7日間しかデータが残っていないということであれば、犯罪なんていうのは凶悪犯罪からいろいろあるわけですから、もっと言つたら、そういうことの類いの捜査をするときに、もう1週間たっているから枚方が管理する防犯カメラのデータは消去されているんですよということが、果たしてそれでいいのかなというのが、私は単純に今ふとそう思ったんです。うちのマンションでも3ヶ月ぐらいは保存していますから。
- 事務局：いただいた御意見については危機管理政策課に伝えます。
- 御明委員：意見というか、それで問題なければいいんですが、1週間でデータが消去されているというのは、いかがなものかなという私の個人的な意見です。何かの対応を求めるものではありませんよ。
- 事務局：実際もうちょっと長くないと警察としても支障が出ているとかであれば、もしかしたらそういう意見が危機管理政策課のほうに入っているかもしれないなというふうに思いました。そこは、この会議終了後に聞いてみたいと思います。
- 御明委員：それと費用のことをおっしゃったけど、そんなに費用って、データの保存期間でそんな莫大な費用がかかるとも思えませんし。

- 事務局：どうなんでしょうか。そこは分からないです。
- 副会長：6条を見ますと、ただし犯罪未然防止のために特に必要がある場合は、その期間を延長できると書いてあります。
- 御明委員：だから、犯罪が起こってからですよね。
- 副会長：はい。ただ、カメラ自体に保存されていて、その期限が7日間が限界なら分かるんですけども、この6条の書き方ですと、もっと実は期間的には延ばせるけれども、7日にしてるというように読み取れる。
- 御明委員：読み取れますね。だから、必要があれば見れるということであれば、データが残っていなかったら必要があっても見られないわけですから。
- 副会長：延ばせるならという話でも。
- 御明委員：そういうことやね。そこはどうなんですか。もし必要があれば、その期間を超えても見れるということであれば、保存されているということ。
- 副会長：それは恐らくカメラの機種によってしまうので、調べるのであれば1台1台調べていかないといけなくはなってしまって、全体的に保存するのであれば、クラウドに保存する方法にするかというのを新たに検討しなくてはいけなくなっちゃうんじゃないかなというふうに思います。
- 御明委員：その部分、どうです。クラウドに保存するということは考えておられない。
- 事務局：その辺り、担当課のほうに一度確認を取ってみないと何ともというところでして、一度確認は取ろうかと思います。
- 川崎委員：ただ、全文を読んでいるわけじゃないんですけども、カメラという付箋がついたところには、録画映像の取扱いという2ページのところに書いてあるんですけど、光ディスク等にも保存できる、その保存期間等は書かれているので、全体を読んでいませんけども、必要に応じたものはこういうものに保存されることがあるのかなというふうに推察します。それで、その保存期間は3年と書かれているので、そういう運用をされているんだろうと推測はされますけども。
- 御明委員：ということなんですか。
- 事務局：そうですね。必要に応じて、本市の施設のほうであれば1か月で上書きするところを、必要があってもう少し保存しなければならないということであれば、長く残すという手段は、街頭の防犯カメラの要領にも、この本市の施設の防犯カメラの基準にも。
- 御明委員：それは質問に答えていない。私が聞いているのは、要するに犯罪の抑止力ということであれば、例えば殺人事件が起こります、その犯人が枚方のほうに逃走した。それが3か月後分かった、半年後分かった。そのときに枚方市の防犯カメラをチェックしたときに、枚方市は7日間しか保存していないから、データを消去しているんですということでは、これは何の役にも立たんから、その辺りどうなんですかということですよ、聞いているの

は。今副会長がおっしゃったように、クラウドで保存しているんだったらそれでいいし、だけど7日間で全てデータ消去されているのであれば、防犯カメラとしてものすごく莫大な費用をかけて市税を使ってつけておられる割には、あまり効果がないような気がするから、それなら見せかけの防犯カメラみたいになってしまうんじゃないかなという気がしなくもないから、そのところを私は聞いています。

○事務局：担当課に確認しないと分かりませんが、推測の話になって申し訳ないんですけど、ここは個人情報がどういう形で取り扱われているかというところを確認する場なので、ここはもしかしたら会長のほうが御専門かも知れないんですけど、犯罪が起きたときの初動認知というのがどれぐらいの期間で認知されるのかというところなのかなというふうに思います。もちろん長く保存すれば、後で検証するということはできるとは思うんですけど、何か起こったときに捜査をどれぐらいのスピード感でやっていくのかというところですよね。そういうところで言うと、起こったことが早期認知されて、早い段階でのデータがより価値が高いのかなというふうに思いますので、長期の保存がなされていなかったとしても、本市では7日間ですけれども、防犯カメラがあって、何か起こったときにある程度の期間についてはその証拠が残っているというところが、犯罪の未然防止に全くつながらないということはないのかなというふうに思います。もちろん御明委員おっしゃるように、それこそずっと何年も何年もという形で持っていくということのほうが、後の実際の検証というところに役立つ可能性は高まるのかなというふうに思いますけれども。

○御明委員：分かりました。私もそんなにこだわる話ではありませんが、一度また聞いていただいて、大事な部分だと思うので、また次の審議会の中で。

○事務局：もしよろしければ、聞き取った内容を皆様方にメールで送らせていただきます。

○御明委員：私、1週間では本当に短いなという気がしないでもないので、今はいろいろな犯罪が増えているわけですから、そういう意味で、防犯カメラの活用ということはすごくメリットがあって、最近の悪質犯罪は防犯カメラを手がかりにして犯人の検挙に至っているケースが多々あるので、枚方市の防犯カメラは1週間でデータが消去されているということであれば、私は一市民として何でという気がしたので、その辺りは1回また聞いていただいて、危機管理政策課に確認していただいて、また何かの機会に報告してください。

○事務局：はい。分かりました。

○会長：御意見ありがとうございます。今のお話は、どちらかというと所管課があって、そちらの運用の在り方に関する事なので、恐らくこの事務局で

は答えられないことだと思いますので、こちらの審議会では運用状況の報告を受けて、情報の保護という観点でちゃんとされていますかということを第三者機関として確認する、そういう審議会かと思います。ただ、市民の代表の方の意見としてこういう意見がありましたというのは、これは事務局のほうから所管課にもお伝えいただいて、運用改善、変更が必要なのかどうかも含めて、それは所管課のほうで検討されることかなと思いますので、そのようにお願いいいたします。では、ほかに御意見等はございますでしょうか。よろしいですかね。では、本日の案件は全て終了になりましたので、これで本審議会は終了になりますけれども、最後に事務局のほうから何か連絡事項等がございましたらお願いをいたします。

○事務局：皆様、本日はありがとうございました。本日は、報告の案件のみで諮問の案件はございませんでしたが、今年度、本審議会へ諮問を予定している案件が今の時点で1つございまして、内容としましては、個人情報の中でもマイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報についての案件となりまして、今般、枚方市の市民税課のほうで、個人住民税の事務において作成しております特定個人情報の保護評価書の内容につきまして、重要な変更を加える予定ということを聞いておりまして、その変更を加えるということの内容が妥当であるかどうかの諮問を予定しております。開催の時期といたしましては、今年の12月頃を予定しております。案件の内容の詳細であるとか、日程調整につきましては改めて行いますので、またどうぞよろしくお願いいいたします。以上です。

○会長：ありがとうございます。また今年度中に開催される予定ということですね。了解しました。では、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしましたので、令和7年度第1回枚方市情報公開・個人情報保護審議会を閉会します。長時間にわたり大変お疲れさまでした。ありがとうございます。